

大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書の提出について

大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年11月2日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名  
自民党市議団, 公明党市議団,  
民進党市議団, 日本維新の会市議団,  
京都党市議団, 無所属(煙),  
無所属(鮎), 無所属(やま)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣,  
内閣府特命担当大臣(防災) 宛て

京都市会議長名

大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成23年東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。さらには、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘され、京都市においても、花折断層を起因とする地震等も考えられる。

こうした大規模災害に対しては、大都市としての総合力を持つ政令指定都市が、防災、応急救助から復興・復旧まで、切れ目なく一体的に災害への対応をしていくことが必要である。

しかしながら、現行の災害対応法制では、通常、災害時に政令指定都市が実施する、避難所及び応急仮設住宅の供与をはじめとする救助権限が、大規模災害時には道府県に移り、政令指定都市が持つ災害対応力を迅速かつ最大限に発揮することができる仕組みとはなっていない。

政令指定都市が災害救助等の事務・権限を自ら包括的に担い、その能力を十分に発揮することができる自立的かつ機動的な体制を確立することが、来るべき大規模災害への備えとなることは論を待たず、現行の災害対応法制の見直しは急務である。

よって国におかれては、制定から半世紀以上が経過している災害救助法や災害対策基本法に基づく災害対応法制を抜本的に見直し、政令指定都市が持つ能力を十分に発揮することができる制度を新たに構築すべく、国の主導において、政令指定都市を災害救助等の主体とすることを内容とする法改正を行うことを、強く要望する。

以上、地方自治法第9.9条の規定により意見書を提出する。